

《公害調停事件の主な流れ》

時期	当事者	調停委員
当初	○調停申請	○会長、関係者へ報告 ⇒会長が調停委員を指名(3名)
約 1 ヶ月後	○被申請人から意見書提出 (調停期日の日程調整)	(調停期日の日程調整)
約 2 ヶ月後	○第1回調停期日へ出席 (双方、交互に意見陳述) (現地調査の実施について要望等があれば申出※) ※当事者双方の合意が必要	○第1回調停期日を開催 (以後は、調停の最後に次回日程を調整し、決定する。)
約 3 ヶ月後	○調停期日（現地確認）の立会 【調停委員が必要と判断した場合】 (意見書や回答書等の提出)	○調停期日（現地確認）を開催 【調停委員が必要と判断した場合】
以後約 1 ヶ月 毎に期日開催	○調停期日へ出席 (意見書や回答書等に基づき相互に意見陳述)	○調停期日を開催
約 1 年後	○調停の終結 〔調停調書の受理、打切の承諾又は取下書の提出等〕	○調停の終結 〔調停の成立、打切り又は取下書の受理等〕
(事後処理)	※義務履行の勧告申請等	※義務履行の勧告等

※時期や調停期日の開催回数については、目安を示したものであり事案ごとに異なります。